

第3章 一般廃棄物処理基本計画

1. 基本理念

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な社会を構築するために国際社会が協調して取り組むべき目標が示されました。国際社会が目標として掲げている未来のビジョンは、豊かで美しい地球環境が保全された世界です。そして、この未来のビジョンを実現するうえで、ごみの減量や資源の有効利用は重要なテーマとなっています。

本計画においては、従来の「リサイクル清掃事業」をさらに発展させた「3R 推進・清掃事業」を展開し、地域のみならず、地球環境の保全を視野に入れた循環型社会の実現をめざします。

また、「循環型社会形成推進基本法」において、循環型社会を実現するうえでの廃棄物処理の優先順位が①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分と定められていることから、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも、2R（リデュース・リユース）の推進を中心に事業を展開し、ごみの減量に取り組んでいきます。

そこで、本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

◎ 基本理念

廃棄物を減量し、循環型社会の実現をめざす

また、基本理念は区がめざすべき姿やあり方などを示したものですが、本計画の内容や 3R 推進・清掃事業について、広く区民や事業者理解され、身近に感じてもらう必要があります。

そこで、次のスローガンを新たに設定し、PR やキャンペーン等の啓発活動の場において掲げることにより、ごみ減量やリサイクル推進についての意識向上とともに「ごみを出さないライフスタイル」への転換を促します。

ごみの排出については、一人ひとりがごみの減量化に取り組んでいく責任があります。自身のライフスタイルを見直すその姿が、地域の人々の輪を作っていきます。

◎ 基本理念のスローガン

もったいないの一步先 ごみを出さない New Style
～未来へつなぐ 持続可能な循環型のまち すみだへ～

2. 基本方針

基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を定めます。基本方針は本計画に基づく施策や事業を展開していくうえでの方向性を示すものです。

基本方針 1

発生・排出者責任の徹底

～区民・事業者の自主的な取組を基本とした3Rの推進～

循環型社会を実現するためには、区民・事業者の自主的な3Rへの取組が必要です。その中でも、「ごみを出さない」・「ごみとなるものをつくらない」という2Rを意識し、ごみの発生・排出そのものを減らす取組が特に重要です。

区民が環境に配慮した製品やサービスを選択するなど、環境にやさしいライフスタイルを志向することで、事業者には環境負荷の少ない製品開発や事業活動などを促していくことができます。また、事業者には拡大生産者責任*やCSR（企業の社会的責任）の遵守など、自主的に環境負荷の低減に努めていくことが求められます。

このように、ごみの発生・排出抑制において、区民・事業者はそれぞれの役割と責任を負うこととなります。区では、このような区民・事業者がそれぞれの役割を自主的に果たしていけるよう、支援していきます。

基本方針 2

参加・協働の促進

～区民・事業者・行政が役割を果たすために～

3Rを推進するためには、区民・事業者・行政が自らの役割を積極的に果たしながら、三者が強いパートナーシップを構築していくことが重要です。

区では、三者が相互信頼のもとにパートナーシップを築いていくために、区民や事業者に随時、情報を提供するとともに、普段から区民や事業者の声が行政に届くように積極的なコミュニケーションを図っていきます。

基本方針 3

普及・啓発の拡充

～誰もが参加しやすい環境学習の展開と
誰もが分かりやすい情報の提供をめざして～

循環型社会を実現するためには、一人ひとりが環境にどれだけ負荷を与えているかを認識し、環境にやさしいライフスタイルをめざしていくことが重要です。

区では、幅広い年齢層にわたって参加しやすい環境学習を展開するとともに、区民・事業者を問わず広くわかりやすい情報を提供し、3Rの効果と必要性について「見える化」を進めます。

基本方針 4

公平性・透明性と効率性の追求

～より確かな信頼関係の構築をめざして～

区民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の実現をめざすためには、行政は区民・事業者と強い信頼関係を築いていくことが必要です。

区では、より確かな信頼関係を構築するために、積極的に行政情報を公開し、公平性・透明性の高い事業を推進していくとともに、効率的な事業の実施を図り、コスト削減に努めていきます。

基本方針 5

環境に配慮した 3 R 推進・清掃事業の促進

～SDGs がめざす目標に向かって～

SDGs は、深刻化する環境課題など 17 のゴール(目標)と、それを達成するための 169 のターゲット(より具体的な目標)に全世界が取り組むことによって、地球上の「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」世界を実現するという壮大なチャレンジです。

本計画において、SDGs がめざす目標と施策を関連付け、地域のみならず、地球環境の保全を視野に入れた循環型社会の形成に向けて 3 R 推進・清掃事業を展開していきます。

図 19 SDGs (持続可能な開発目標) における 17 の目標



出典) 国際連合広報センター

3. 施策の体系

本計画における施策の体系を示します。

図 20 施策体系図



施策（区の役割）

関連するSDGsの目標

- ① 区民・事業者の役割の明確化と支援
※ 区民・事業者の役割は下部に記載



- ② 3Rから“すみだのR”への取組推進
③ 生ごみの減量と食品ロスの削減
④ プラスチックごみの削減
⑤ 事業系ごみの減量
⑥ 家庭ごみ有料化の検討



- ⑦ 新たな資源回収のあり方の検討
⑧ 集団回収への積極的な支援



- ⑨ わかりやすく、きめ細やかな情報提供
⑩ 環境学習事業による人材育成の推進
⑪ ごみの適正排出の徹底と不法行為の防止



- ⑫ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
⑬ 効率的なごみ・資源物の収集・運搬体制の構築
⑭ ごみ集積所と戸別収集のあり方の検討
⑮ 公平性・透明性のある管理・運営体制の推進
⑯ 災害時における廃棄物処理対策
⑰ 新型コロナウイルス感染症に適應した3R推進・清掃事業の展開



区民の役割

- ◎ ごみを出さないライフスタイルへの転換
- ◎ マイバッグ・マイボトルの積極的な利用
- ◎ 食品ロス削減への努力 ◎ 水切りの徹底
- ◎ 過剰包装削減への努力 ◎ 再生品の利用
- ◎ 「もの」の修理・修繕 ◎ エコストアの利用
- ◎ 集団回収への参加 ◎ レジャーごみ等の持ち帰り
- ◎ 分別排出の徹底 ◎ 排出ルール徹底
- ◎ 拠点回収・イベント回収への参加 など

事業者の役割

- ◎ 拡大生産者責任の取組
- ◎ エコプロダクツ生産・販売
- ◎ ワンウェイプラスチック製品の削減
- ◎ 食品ロスの削減 ◎ 過剰包装の削減
- ◎ 環境管理の充実 ◎ エコツチャの利用
- ◎ 分別排出の徹底
- ◎ 再利用対象物保管場所の設置
- ◎ 廃棄物管理責任者講習会への参加 など

4. 施策の展開

施策の方向(1) 区民・事業者・行政の協働の推進

区はこれまで、区民・事業者の協働に基づいて循環型社会の構築に取り組み、ごみの減量など、一定の成果をあげています。今後も、新たな課題である食品ロスの削減やプラスチックごみの削減を推進していくためには、区民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要不可欠です。区は自ら率先してごみ減量に取り組むとともに、区民や事業者の役割を明確化し、その取組を支援します。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<17.17> さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

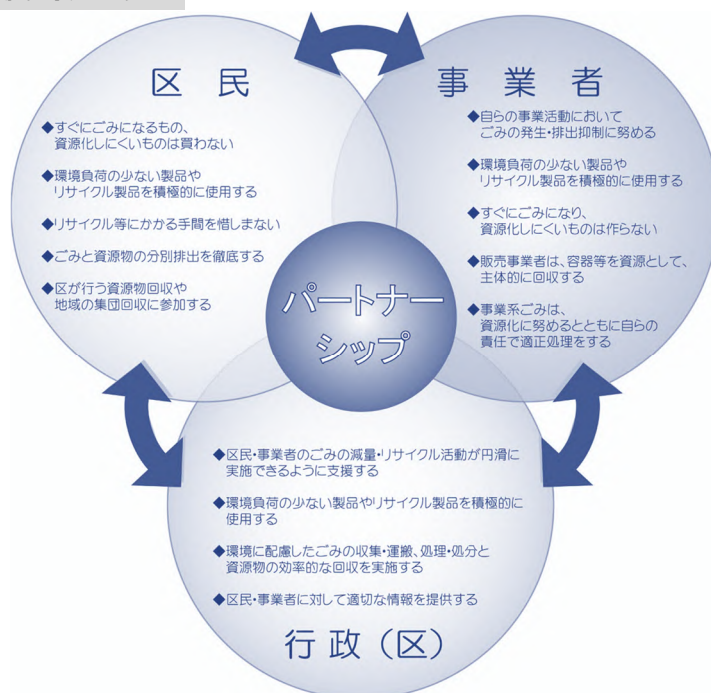
施策① 区民・事業者の役割の明確化と支援

ごみ減量とリサイクルを推進していくためには、区民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、強いパートナーシップを築き行動していくことが必要になります。

そこで、区民の役割（P29～P30）と事業者の役割（P31～P32）を明確化のうえ、区民・事業者に広く周知することで自主的な取組を促し、その取組を支援します。

また、区は、区民・事業者の独自のごみ減量活動を支援するとともに、行政の役割として、循環型社会を実現するための必要な施策を実行していきます（P28～P40）。

図 21 協働のイメージ



区民の役割

区民は、「必要でないものは買わない」、「修理するなどしてできるだけ長く使う」、「不要なものや、まだ使えるものは他人に譲る」などして、廃棄するものを減らしていきます。さらに、それでも廃棄せざるを得ないものは、ごみと資源物にきちんと分けて排出します。

区民は、自らの生活のなかで生じる廃棄物に対して消費者としての責任を持ち、廃棄物の減量と分別排出を徹底することが求められます。

1 ごみの発生・排出抑制の取組

① ごみを出さないライフスタイルへの転換

ものを大量に消費する生活を見直し、ごみを出さない、ものを大切にする暮らし方を取り入れましょう。一つひとつは小さな行動でも、積み重ねることで、持続可能な循環型社会の実現を図れます。

② マイバッグ・マイボトルの積極的な利用

衛生面に注意しながら積極的に利用することで、レジ袋や飲料容器が削減でき、プラスチックごみの減量が期待できます。

③ 食品ロスの削減への努力

食事の際には、材料を残さず使う、食べる等を意識して、食品ロス（本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品）を削減しましょう。買い物の際にも、長期間保存する予定のないものは消費期限の近い商品から購入するなど、食品ロスが発生しないような行動が求められます。

また、区では、家庭で余っている食品を持ち寄り、それらを福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する「フードドライブ」、食品ロスの削減に取り組む店舗等を登録し、その取組を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業*」を実施しています。これらの取組に参加・利用することで、食品ロスの削減に協力することができます。

④ 水切りの徹底（生ごみの減量化）

家庭から出るごみの中で、全体の3割を占めるのが生ごみです。この生ごみの約80%は水分で、とても重量がかさむため、ごみの収集運搬効率を低下させるとともに、ごみ処理費用も余計にかかります。衛生面を考慮したうえで翌日まで乾燥させるなど、水気をよく切って生ごみを排出することを心がけましょう。

⑤ 過剰包装削減への努力

現在、販売されている商品の中には、過剰に包装されているものが少なくありません。この過剰な包装は、最終的にはごみとなって捨てられます。包装の豪華さに惑わされず、商品の本質や機能を見抜くことができる、確かな目を持つことが求められます。

また、商品を受け取る際には、必要以上の包装を断ることが求められます。

⑥ 再生品の利用

現在、再生材で作られた紙製品やプラスチック製品など、再生品の製造・普及が進んでいます。このような再生品を積極的に利用することで、資源の循環を推進し、環境負荷の低減に努めていくことが求められます。

⑦ 「もの」の修理・修繕

ものを修理・修繕してできるだけ長く大事に使うことで、ごみの発生抑制に努めていくことが求められます。また、購入の際には、価格やデザインのみにとらわれず、長期間の使用に耐えられるものを選ぶことが重要です。

⑧ エコストアの利用

区では、環境に配慮した活動を行う商店等をエコストアに認定して、その利用を区民に推奨しています。この制度は、平成4年から全国に先駆けて取り組んできた事業の一つです。区民はエコストアを積極的に利用することで、環境負荷の低減を図ることができます。

2 資源化への取組

① 集団回収への参加

集団回収は、地域のコミュニティを支える町会、自治会、子ども会、マンションの管理組合などの団体が、回収日や回収場所を決めて市場価値のある資源物を持ち寄り、回収業者に引き渡すシステムで、月に1回程度行われています。

多くの区民がこの活動に積極的に参加し、ごみの減量や資源化の推進に貢献していくことが求められます。

② 拠点回収・イベント回収への参加

拠点回収やイベント回収などに積極的に資源物を持ち込むことにより、ごみの減量と資源化の推進に寄与していくことが求められます。

3 排出ルールの徹底

① 分別排出の徹底

ごみの発生・排出抑制に努め、それでも廃棄せざるを得ないものについては、まず、雑紙などの資源物はごみと分別して、行政回収や集団回収などの資源物回収に出し、ごみとしてしか出せないものは、燃やすごみと燃やさないごみに分けて排出する責任があります。

② 排出ルールの徹底

行政回収や集団回収を利用する際には、決められた分別方法や排出方法、時間等を厳守することにより、資源化や適正処理の促進、回収場所の美化に努める責任があります。

③ レジャー・イベントごみの持ち帰り

観光や地域の祭事、花火大会の時などで発生したごみは、持ち帰ることにより、ごみの散乱防止や不法投棄の未然防止に繋がります。観光都市や美しいまちを保つための基本であり、責任でもあります。

事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己処理責任の原則のもとで、適正に処理する責任があります。

また、墨田区は中小企業が集積していることから、事業系ごみの減量に向けた事業者の責任は大きく、生産から流通、販売、ものの廃棄に至る全ての段階において責任を負う、「拡大生産者責任*」を果たすことが求められます。

1 自己処理責任の徹底

① 拡大生産者責任の取組

事業者は、拡大生産者責任の考え方を遵守するとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自己処理責任の原則に基づき、廃棄物処理業者へ委託するなどして、適正に処理することが必要です。

また、そのために必要な情報について、自ら主体的に把握し、事業所内での周知徹底を図ることが必要です。

2 発生・排出抑制の取組

① エコプロダクツの生産・販売

事業者は、環境負荷の低減を図るために、「省資源」、「省エネルギー」、「長寿命」など、環境への配慮に優れた製品やサービス（＝エコプロダクツ）を積極的に開発し、生産・販売していくことが求められます。

② ワンウェイプラスチック製品の削減

ワンウェイプラスチック製容器包装・製品については、国内外の資源・廃棄物制約や地球温暖化対策等の観点も踏まえ、「価値づけ」を通じた消費者のライフスタイルの変革を促しつつ、再生可能資源への適切な代替の促進に取り組む必要があります。

③ 食品ロスの削減

製品の製造・販売・流過程において、食品ロスを削減していくことが求められます。事業者ができることとして、以下のものがあります。

- ・業種共通：商慣習見直し（返品・過剰在庫削減）、余剰食品のフードバンク寄付、
需要予測精度向上
- ・製造業：賞味期限延長、年月表示化、過剰生産の見直し
- ・卸・小売業：売り切り、配送時の汚・破損削減、小容量販売、バラ売りの推進
- ・外食産業：調理ロス削減、食べきり運動の呼びかけ、提供サイズの調整、
ドギーバッグ等での持ち帰りへの協力（自己責任）、3010運動*の励行

また、区では、食品ロスの削減に取り組む店舗等を登録し、その取組を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業」を実施しています。この事業に参加することで、消費者に対しても、食品ロスの削減協力を呼び掛けることができます。

④ 過剰包装の削減

現在、販売されている多くの商品は、紙やプラスチック等で包装されています。このような包装は、商品を保護するなど、必要不可欠な面もありますが、中には、明らかに過剰包装といえる商品も少なくありません。

包装は、商品が消費者の手に渡った段階で、たちまち不要となってしまう、そのほとんどがごみとして排出されます。

商品の生産、流通、販売の全ての段階において、包装は必要最小限にすることはもとより、消費者がごみとして排出することも考慮して、分別・リサイクルしやすい包装を使用することが求められます。

⑤ 環境管理の充実

延床面積が 1,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物における廃棄物の減量や適正処理に関する業務担当者を定めた「廃棄物管理責任者選任届」や、事業所における再利用（リサイクル）についての計画を定めた「再利用計画書」の提出が義務付けられています。

また、提出が義務付けられていない基準以下の規模の建築物においても、ごみの減量とリサイクルの推進に努めていくことが求められます。

⑥ 廃棄物管理責任者講習会への参加

事業者による適正排出と従業員への周知徹底や意識改革を促すため、廃棄物管理責任者への積極的支援が必要です。

3 資源化への取組

① 分別排出の徹底

ごみの発生・排出抑制に努めた事業活動を実践したうえで、それでも廃棄せざるを得ないものは、ごみと資源物をきちんと分別し、資源物は自主回収ルート等により積極的にリサイクルすることが求められます。

② 再利用対象物保管場所の設置

延床面積が 1,000 m²以上の大規模建築物等の建設者は、再利用対象物保管場所の設置が義務付けられています。

また、設置が義務付けられていない基準以下の建築物の建設者においても、再利用対象物保管場所の設置に努めていくことが求められます。

③ エコツチャの利用

大規模事業所はもとより、リサイクルの自主回収ルートがない中小規模の事業所についても、事業所における資源化に努めていくことが求められます。そこで、リサイクル事業団体連合会（R 団連）が展開する小規模事業者向けリサイクルシステム「エコツチャ」を積極的に利用するなど、資源化への取組が必要です。

施策の方向(2)

2 R (発生抑制・再使用) によるごみ減量の推進

循環型社会の実現に向けて、今後さらに環境負荷の低減を進めていくために、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らす「2 R (発生抑制・再使用)」の取組を推進していきます。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



- <11.6> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- <12.5> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- <14.1> 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

施策② 3 Rから“すみだのR”への取組推進

リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3 Rの中でも優先順位の高いリデュースとリユースの2 Rの取組を積極的に推進していきます。

また、2 Rの取組に加え、ごみの発生抑制の役割とされている「リペア(修理して使う)」、「リフューズ(不要なものはもらわない)」など、区民が率先して行動する“すみだ独自の「R」づくり”を進め、啓発活動の強化に取り組んでいきます。

主な取組

- ◎ 2 Rを優先とした啓発活動の強化(すみだの「R」づくり)
- ◎ 2 Rの取組を評価する新たな指標の設定(P42参照)

施策③ 生ごみの減量と食品ロスの削減

令和元年度に実施したごみの排出実態調査では、生ごみ(厨芥類)は燃やすごみの32%を占めており、そのうち約5%を「食べ残し・未開封食品(食品ロス)」が占めています。生ごみ、食品ロスの削減に向けて、引き続き、食品ロスの削減に取り組む店舗等を周知する「墨田区食べきり推奨店登録事業」や各家庭における生ごみの乾燥や水切りの徹底など、発生・排出抑制に重点を置いた啓発・周知活動を推進していきます。

主な取組

- ◎ 食品ロス削減のための普及啓発の推進
→ フードドライブの拡充、食べきり推奨店登録事業の推進など
- ◎ 生ごみの水切り励行の普及・啓発活動

施策④ プラスチックごみの削減

プラスチックの海洋汚染は国際的な問題となっており、国内においても喫緊の課題となっています。令和2年7月から開始されたレジ袋の有料化によるごみ量等への影響を分析するとともに、マイバッグやマイボトルの使用を推奨するなど、ワンウェイプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促します。

なお、資源物として回収している食品トレー・ペットボトル以外のプラスチック製の容器と包装は、現時点ではサーマルリサイクル*を原則としています。しかし、限りある資源を循環させるためにも、プラスチック類の資源化についてマテリアルリサイクル*やケミカルリサイクル*を前提に、効率的な収集運搬や中継施設を含めた収集ルート、区民に分かりやすい分別方法など、引き続き環境負荷や処理経費を含め総合的に検討します。

主な取組

- ◎ マイバッグ・マイボトル運動の推進
- ◎ プラスチックごみ削減のための普及・啓発活動
- ◎ プラスチック資源循環における研究・検討

施策⑤ 事業系ごみの減量

事業者は、廃棄物処理法に基づき、その事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があることから、事業者の処理責任を明確にするるとともに、ごみの減量及び適正処理に向けた助言・指導を行います。

また、区においては、職住混在地域が多いことから、少量排出事業者の事業系有料ごみ処理券の利用による集積所への排出を歴史的に認めてきた経緯があります。今後、許可業者による収集への移行も含め、適正排出についての的確な助言・指導をおこなっていきます。

主な取組

- ◎ 中小事業者に対する排出指導・助言
- ◎ 再利用計画書等に基づく排出指導
- ◎ 集積所排出から一般廃棄物処理業者（許可業者）収集への誘導
- ◎ 一般廃棄物処理業者（許可業者）への指導・助言

施策⑥ 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化は、墨田区を含め、23区では未実施の状況にあります。国は、この家庭ごみの有料化を推進すべきとの基本的な方針を示しており、全国で約6割の市町村が実施している状況にあります。家庭ごみの有料化は、ごみの減量に有効であることに加え、区民のごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、排出量に応じた公平な負担を求めることに繋がります。

一方、家庭ごみの有料化の課題としては、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集拡大に伴う運搬経費の増加などがあります。また、区民に直接的な経済負担を求める施策であるため、実施する場合には区民の理解と協力が何よりも必要になります。

以上のことから、ごみ減量や経費削減のための施策を引き続き実施していくとともに、他区との連携を図りながら、有料化の導入についても研究・検討していきます。

施策の方向(3) 資源化への取組推進

ごみの減量を進めるためには、再生利用できるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることが一つの有効な手段となっています。自主活動団体や民間事業者との協働も視野に入れ、資源物回収の取組を推進します。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



- <11.6> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- <12.5> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

施策⑦ 新たな資源回収のあり方の検討

区はこれまで、資源化品目の拡充やイベント回収の実施回数を増やすなど、ごみの資源化の推進に取り組んできました(P14)。引き続き、資源化すべき品目やその回収方法について、費用対効果を踏まえた検討を進め、区民の利便性向上を図りながら、限りある資源の持続可能な利用とごみ減量の実現をめざします。

また、近年、中国をはじめとするアジア各国の廃棄物に関する輸入規制強化の影響により、国内の古紙の需給バランスが崩れ、古紙価格が急激に下落するなど、ごみ処理や資源循環に直接的な影響を与えるような状況が発生しています。国内外の動向を注視し、幅広い視野と長期的な展望をもって、今後のごみ処理と資源物回収のあり方について検討していきます。

主な取組

- ◎ 既存の資源化事業の周知・広報強化
- ◎ 資源物回収のあり方の検討
- ◎ 小規模事業者向けのリサイクルシステム「エコッチャ」の利用促進

施策⑧ 集団回収への積極的な支援

区では、地域の活動団体を支援するため、実施団体の登録、相談、支援物品の配布、報奨金の支給、資源回収業者への協力等を行っていきます。

また、資源回収事業者の収入は資源の売却金が必要な割合を占めることから、市況価格の下落により、活動団体との契約を継続できなくなる状況を回避するため、資源の市況価格に左右されない事業者支援の枠組みについて検討します。

主な取組

- ◎ 新規あるいは未実施団体への実施の働きかけ
- ◎ 支援物品の配布による実施団体への支援
- ◎ 優良団体の表彰と公表 など

施策の方向(4) 普及啓発と環境学習の推進

区民・事業者に対して、ごみ処理やリサイクル事業にかかる施策や処理の状況など、引き続きホームページや広報誌により情報提供を行い「見える化」することで、ごみの減量に理解と協力を求めます。情報提供にあたっては、発生・排出抑制を中心とした取組について重点的に提供します。また、様々な環境学習を充実させ、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



- < 4.7 > 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- < 11.6 > 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- < 12.8 > 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
- < 17.17 > さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策⑨ わかりやすく、きめ細やかな情報提供

区のお知らせや冊子のほか、ウェブサイトを利用して、3R推進・清掃事業に関する情報を、誰が見ても分かりやすいものとして、きめ細やかに提供していきます。特に、単身世帯や若年層及び新たに区民になられた方に対しては、転入時に配布する「資源物とごみの分け方・出し方」の内容を充実させるとともに、「墨田区ごみ分別案内チャットボット」の利用を促進するなど、啓発と合わせた情報提供を強化していきます。

また、地域の国際化が進んだことにより、区内で生活する外国人は増加していますが、言語や生活習慣が異なるため、ごみの排出やリサイクルへの参加方法を理解することができない方が少なくありません。そこで、外国語広報を充実させていくとともに、外国人にも理解しやすい「やさしい日本語」やイラストなどを多用し、わかりやすい情報提供を積極的に行っていきます。

主な取組

- ◎情報の「見える化」によるわかりやすい情報提供の実施
 - 資源物回収場所が確認できる「すみだリサイクルマップ（仮称）」の作成
 - 動画コンテンツによる分別・排出方法の実施
- ◎多様化する通信媒体機器による周知・広報の強化
- ◎広報媒体における「やさしい日本語」の活用と多言語化の推進
- ◎墨田区ごみ分別案内チャットボットの検索精度向上
- ◎ごみ減量・3R推進キャラクター「すみにゃーる」を活用した普及・啓発の強化
- ◎区民・事業者が身近に実践できるごみ減量対策の情報提供

施策⑩ 環境学習事業による人材育成の推進

循環型社会を担っていく人材を育成するためには、区民への情報提供だけでなく、区民参加型の環境学習が重要となります。

区では、次世代を担う子どもたちがごみの減量や3Rに対する意識を高め、環境にやさしい生活習慣を身につけられるよう、環境啓発車両「わかるくん*」などを活用しながら、区内小学生を対象に環境学習を行ってきました。

また、町会・自治会単位で組織されるリサイクル清掃地域推進委員と、施設見学会や年末パトロールを実施し、地域のリサイクル・清掃問題について取り組んできました。

今後も、小中学生をはじめ、幅広い年齢層を対象に環境学習を充実させ、ごみや資源物の問題に対して自ら考える機会を提供することで、循環型社会の形成を担う人材育成を推進します。

主な取組

- ◎小学生を対象とした環境学習事業の出前講座の充実
- ◎リサイクル清掃地域推進委員との連携強化及び環境学習等における協力体制の確立
- ◎大学・民間事業者等の知見を活かした環境学習の実施
- ◎環境啓発車両「わかるくん」のイベントへの積極的な参加・広報強化
- ◎ICTを活用した環境学習の充実による家庭教育支援
- ◎廃棄物の減量を通じたSDGsの普及促進

施策⑪ ごみの適正排出の徹底と不法行為の防止

区民・事業者に対し、ごみの排出ルールの遵守や分別の徹底について、引き続き啓発・指導を行っていきます。

また、資源物の持ち去りやごみの不法投棄について、地域住民の協力を得ながら、パトロールを強化するなど、適切な指導を行っていきます。

ごみの適正排出の徹底と不法な行為を防止することで、ごみの減量とともに、収集・運搬作業を効率的に進めることが期待できます。

主な取組

- ◎職員による巡回パトロールや町会・自治会と連携した年末パトロールの実施
- ◎資源物回収業者と連携した資源物持ち去り防止パトロールの実施
- ◎適正排出・不法行為抑制に関する情報提供の充実・拡充
- ◎在宅医療で用いた医療廃棄物の適正排出の徹底
- ◎有害性や危険性のある廃棄物（水銀混入ごみなど）の正しい排出方法の周知徹底

施策の方向(5) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

区が行う一般廃棄物の収集・運搬に関して、安全・安心で安定的な運用を実施していきます。また、人口の増加や高齢化の進展などの区を取り巻く状況を踏まえて、区民のニーズに沿った3R推進・清掃事業を展開していきます。

■ 関連するSDGsの目標とターゲット



<11.6> 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

<12.5> 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

<13.1> 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

施策⑫ 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施

ごみの排出が困難な高齢者等が増加していくと予想されることから、これまで実施している高齢者のみの世帯等を対象とした「ふれあい収集事業」を引き続き実施するとともに、福祉関係機関等と連携を図りながら安否確認や情報共有等の「ゆるやかな見守りサービス」として展開し、利用者との見える関係づくりを推進していきます。

また、同じく高齢者のみの世帯等を対象としている「粗大ごみの運び出し事業」についても、円滑な収集が行えるよう、収集・運搬体制の構築を図ります。

主な取組

- ◎ふれあい収集事業の推進・拡充
- ◎粗大ごみ運び出し事業の推進・拡充 など

施策⑬ 効率的なごみ・資源物の収集・運搬体制の構築

地域の開発計画やごみ・資源物の減量に応じて、定期的に収集ルートや収集清掃車両の見直しを行うなど、区民満足度と費用対効果が高いごみ・資源物の収集・運搬体制をめざします。

特に、粗大ごみは、区の人口増加に伴い、収集の申込件数が年々増加しており、その結果、申請から収集までに多くの時間が必要となっている現状があります。区民が安心して粗大ごみを排出できるよう、より一層、効率的な粗大ごみの収集・運搬体制をめざします。

また、令和11年度から16年度にかけて予定されている墨田清掃工場の建替え工事期間においても、区民の安全・安心な生活を維持できる収集・運搬体制を確保していきます。

主な取組

- ◎効率的なごみの収集・運搬体制の検討・再構築
- ◎新たな粗大ごみ申告受付業務体制の構築
- ◎墨田清掃工場建替え工事期間における安定した収集・運搬体制の維持

施策⑭ ごみ集積所と戸別収集のあり方の検討

戸別収集とは、ごみを集積所へ出すのではなく、各家庭の玄関先等に出していただき、1軒ずつ収集する方法です。戸別収集では、それぞれの玄関先等に出すため、ごみの出し方に対する意識の改善、それに伴うごみの減量や資源物回収率の向上に効果があるといわれています。しかし、その一方で集積所による収集方法と比較して、収集・運搬経費が増大します。

戸別収集軒数は区民からの要望により年々増加していることから、収集車両台数増加に伴う費用対効果や狭小路地が多い地区への対応、新たな宅地の造成に伴う敷地の細分化など、各種の状況を踏まえたうえで、戸別収集の拡充を含めた効果的・効率的な収集方法を調査・検討していきます。

施策⑮ 公平性・透明性のある管理・運営体制の推進

近年の税の使途に関する区民の関心の高まりに答えていくためにも、行政情報を積極的に開示し、透明性を高めていく必要性がますます大きくなっています。

そこで、ごみ処理・リサイクル費用にかかる情報の公開や事業評価の実施により、透明性のある3R推進・清掃事業を展開していきます。

また、区では、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、区民、事業者や学識経験者などの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置しています。この審議会は、重要な計画づくりなどにおいて、多様な意見を交換する場として運営しています。

今後も引き続き、区民や事業者と活発な意見交換ができる場を設け、公平性・透明性のある3R推進・清掃事業の促進を図ります。

主な取組

- ◎ごみ処理・リサイクル費用の情報公開や事業評価の実施
- ◎区民・事業者等との多様な意見を交換する場の提供
- ◎他の行政機関との連携体制の確立 など

施策⑯ 災害時における廃棄物処理対策

大規模自然災害で発生する膨大な量の災害廃棄物と併せて、日常生活から発生する家庭廃棄物、事業系一般廃棄物も円滑に処理できる体制を平素から築いておくことが重要です。区では、令和2年6月に「墨田区災害廃棄物処理計画」を策定しましたが、災害廃棄物対策を実効性のあるものにするためには、職員への教育・訓練の継続的な実施や関係機関との連携強化、災害が発生した場合の区民への周知等が重要です。

主な取組

- ◎災害を想定した廃棄物処理の職員への継続的な教育・訓練の実施
- ◎災害時における廃棄物処理の区民への平常時からの周知
- ◎自然災害が想定される場合における収集作業等の体制整備

施策⑰ 新型コロナウイルス感染症に適応した3R推進・清掃事業の展開

新型コロナウイルスと共に暮らしていく時代（With コロナ時代）において、区民が安心して「新しい生活様式」に取り組めるよう、感染防止策を講じつつ、安定性・継続性のある収集・運搬体制を構築していきます。

また、感染拡大防止のためには、区民・事業者が、責任をもって分別の徹底や適正排出を行うことが重要です。このことに関し、区は、適切なおみの排出方法や廃棄物処理に関する情報を区民・事業者に向けて提供するとともに、「新しい生活様式」に合わせた「ごみを出さないライフスタイル」、「ごみ減量につながるビジネススタイル」への転換を促します。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う「新しい生活様式」が定着していく中で、今後、廃棄物処理にも大きな影響が生じてくると予想されます。ごみ量やその組成、資源物の市況価格変動などの社会情勢変化に一層注視し、With コロナ時代に適応したごみ処理と資源の持続可能な利用を推進していきます。

主な取組

- ◎「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（環境省）」に基づいた感染症対策
 - 安定性・継続性のある収集・運搬体制の構築
 - 収集・運搬時の適切な感染防止対策
 - 区民・事業者に向けたごみ排出・廃棄物処理時の感染予防策に関する積極的な情報提供（家庭でのごみ（マスク等）の捨て方、ごみ収集運搬作業に携わる事業者への感染症対策手法など）
- ◎「ごみを出さないライフスタイル」、「ごみ減量につながるビジネススタイル」の普及・啓発
- ◎新型コロナウイルス感染症が廃棄物処理に及ぼす影響の継続的な調査・分析など

5. 計画指標と目標値

(1) 前計画の指標と目標達成状況

前計画では、①区民1人1日あたり区収集ごみ量、②年間総排出量、③資源化率の3つの指標について、計画最終年度である令和2年度の目標値を定めています。

表9 前計画の指標と目標値の達成状況

指標		基準値	目標値	実績値
		平成21年度	令和2年度	平成30年度
指標①	区民1人1日あたり区収集ごみ量	645g	520g	548g
指標②	ごみ・資源物の年間総排出量	99,174t	91,000t	90,169t
指標③	資源化率	19.4%	23.0%	19.0%

指標1 区民1人1日あたり区収集ごみ量

「区民1人1日あたり区収集ごみ量」は年々減少しているものの、最終目標値（令和2年度）の520gに対して、平成30年度は548gとなっており、目標の達成は難しい状況です。この要因として、区の人口が前計画で想定した人口を大きく上回った結果^注、転入者や外国人世帯に区の排出ルールやごみ減量の普及・啓発が十分に浸透しておらず、ごみ量の減少が鈍化していると考えられます。

注) 平成30年の人口：前計画予測値：252,677人、実績値：271,274人（平成30年10月1日現在）

指標2 年間総排出量

「年間総排出量」は、最終目標値（令和2年度）の91,000tに対して、平成30年度は90,169tとなっており、目標を達成しています。

しかし、今後、区民一人ひとりがごみ量の削減に取り組んだとしても、人口増により、年間総排出量は増加に転じる可能性があります。

指標3 資源化率

「資源化率」は、最終目標値（令和2年度）の23.0%に対して、平成30年度は19.0%となっており、目標の達成は難しい状況です。これには、新聞・雑誌類の資源物回収量の落ち込みが大きく影響しており、社会情勢やライフスタイルの変化（新聞発行部数の減少、書籍・雑誌の電子化など）によるものと推測されます。

また、消費者の2Rに対する努力や事業者によるリサイクルに対する取組（店頭回収、事業者による容器包装の軽量化・簡略化など）も、区が示す資源化率の減少に影響していると考えられます。

以上のことを要因として、区収集ごみ量は減少しているものの、一方で資源物回収量の減少が続いており、資源化率は減少傾向にあります。

(2) 新たな指標の設定

本計画では、今後の区の人口増加に左右されることなく、区民一人ひとりの取組の成果が見えやすい目標にするため、設定する指標単位を「区民1人1日あたりの量（g/人日）」とします。

また、3Rの中でも優先度の高い2Rの取組を評価するため、「区民1人1日あたりごみ総量（g/人日）」を新たな指標として設定します。

指標1 区民1人1日あたりごみ総量（g/人日）

2Rの進捗を評価する指標として設定します。この指標は、区収集ごみ量と資源物回収量の総量を、区民1人1日あたりの量に換算したもので、2Rの取組の結果を受けて減少します。

本計画では、3Rの中でも優先度の高い2Rを重視し、資源リサイクルに先立ち「不要物の発生そのものを減らす」観点から、資源に分別される前のごみ（資源物）を含む『ごみ総量』の減量が反映される本指標を新たに設定します。

$$\text{区民1人1日あたりごみ総量} = \frac{\text{区収集ごみ量} + \text{資源物回収量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

指標2 区民1人1日あたり区収集ごみ量（g/人日）

3Rの進捗を評価する指標として設定します。この指標は、区収集ごみ量を、区民1人1日あたりの量に換算したもので、2Rや事業者及び区のリサイクル推進の結果に応じて減少します。

前計画に引き続き、リサイクルを含めた3Rの進捗を評価するとともに、収集車両台数など、長期的なごみの収集・運搬体制を構築するうえでの指標として設定します。

$$\text{区民1人1日あたり区収集ごみ量} = \frac{\text{区収集ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

■参考値について

前計画指標の「年間総排出量」と「資源化率」は、以下の観点から本計画では指標として設定しませんが、今後の3R推進・清掃事業を展開していくうえでの参考値として、継続して推移に注視していきます。

○ 年間総排出量（t/年）

人口の増減に左右される指標であり、数値目標を掲げることの有意性を判断し、参考値の扱いとします。

○ 資源化率（%）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、古紙に代表される資源物循環の安定性が懸念され、国内外の動向や社会情勢等を踏まえた今後の資源物回収のあり方を検討することが必要なことから、長期的な数値目標を設定せず、参考値として扱います。

ただし、区のリサイクル施策の進捗を評価するうえで重要な値であるため、引き続き注視していくとともに、資源化率の向上に取り組んでいきます。

(3) 本計画の数値目標

本計画における数値目標を以下に示します。なお、目標値の設定にあたっては、SDGs や関連法令、国・東京都の動向（P47 参照）を踏まえ、現状の施策のまま推移した場合の予測値を基に、更なるごみ減量施策を実施した場合の値を目標値としました。

目標 1	<p>◎ 区民 1 人 1 日あたりごみ総量</p> <p>約 70 g 減量（平成 30 年度比）</p> <p>基準年度 （平成 30 年度）</p> <p>中間目標年度 （令和 7 年度）</p> <p>最終目標年度 （令和 12 年度）</p> <p>677 g/人日 → 633 g/人日 → 606 g/人日</p>
目標 2	<p>◎ 区民 1 人 1 日あたり区収集ごみ量</p> <p>約 60 g 減量（平成 30 年度比）</p> <p>基準年度 （平成 30 年度）</p> <p>中間目標年度 （令和 7 年度）</p> <p>最終目標年度 （令和 12 年度）</p> <p>548 g/人日 → 513 g/人日 → 490 g/人日</p>

■ 目標値の設定根拠

① 目標値は、平成 26 年度から平成 30 年度までの過去 5 年間の実績値を踏まえ、統計的に予測を行った結果（トレンド予測）を基に設定します。

② ①の統計的な予測結果は以下になります。

指標（予測値）	平成 30 年度 （基準年）	令和 7 年度 （中間目標年度）	令和 12 年度 （最終目標年度）
区民 1 人 1 日あたり ごみ総量	677 g/人日	654 g/人日 (H30 比：▲23 g)	642 g/人日 (H30 比：▲35 g)
区民 1 人 1 日あたり 区収集ごみ量	548 g/人日	535 g/人日 (H30 比：▲13 g)	527 g/人日 (H30 比：▲21 g)
ごみ・資源物の 年間総排出量（参考値）	90,169 t/年	94,426 t/年	93,904 t/年

③ 区の人口増加に伴う「ごみ・資源物の年間総排出量」の増加を抑制することを見込み、目標を設定します。

区民・事業者の 3R の取組や区のごみ減量施策などにより、「ごみ総量」が予測値比で約 2 倍（+35 g）減量、「区収集ごみ量」が予測値比で約 3 倍（+39 g）減量することで、直近実績である平成 30 年度の「ごみ・資源物の年間総排出量」を維持することができる見込みです（H30：90,169 t → R12 目標値：90,041 t）。

注）年度別の予測・目標データの詳細は P56～P57 をご参照ください。

図 22 ごみ総量の予測値と目標値との比較（区民 1 人 1 日あたり）

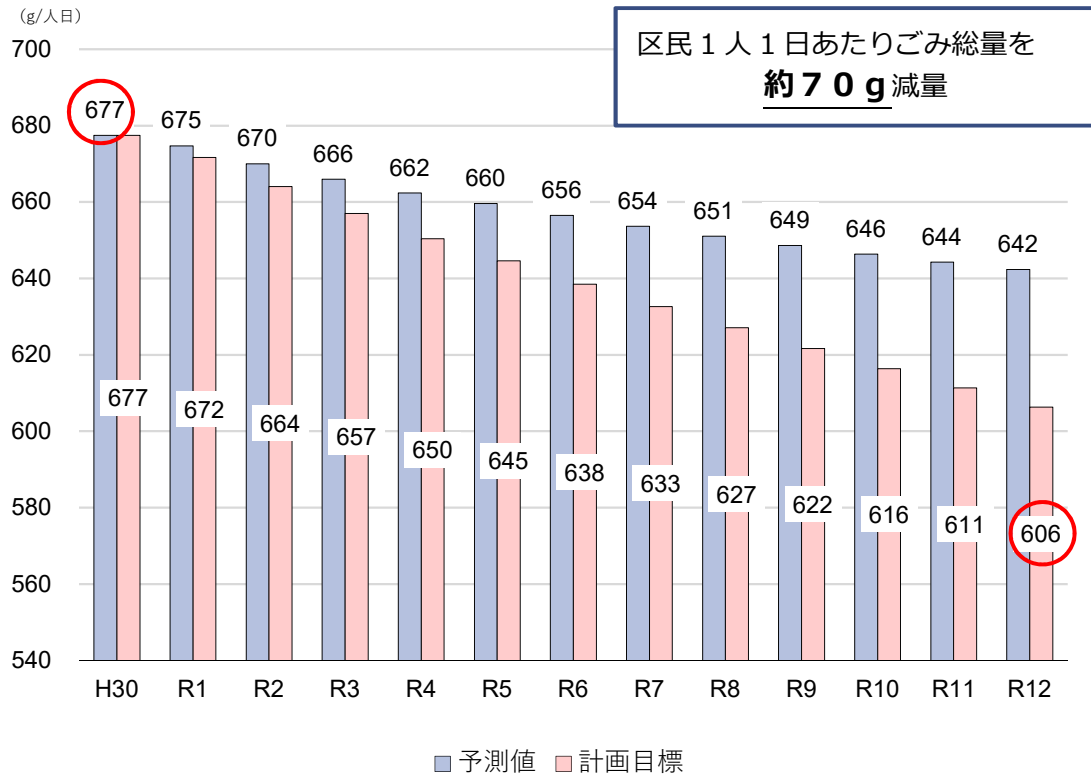
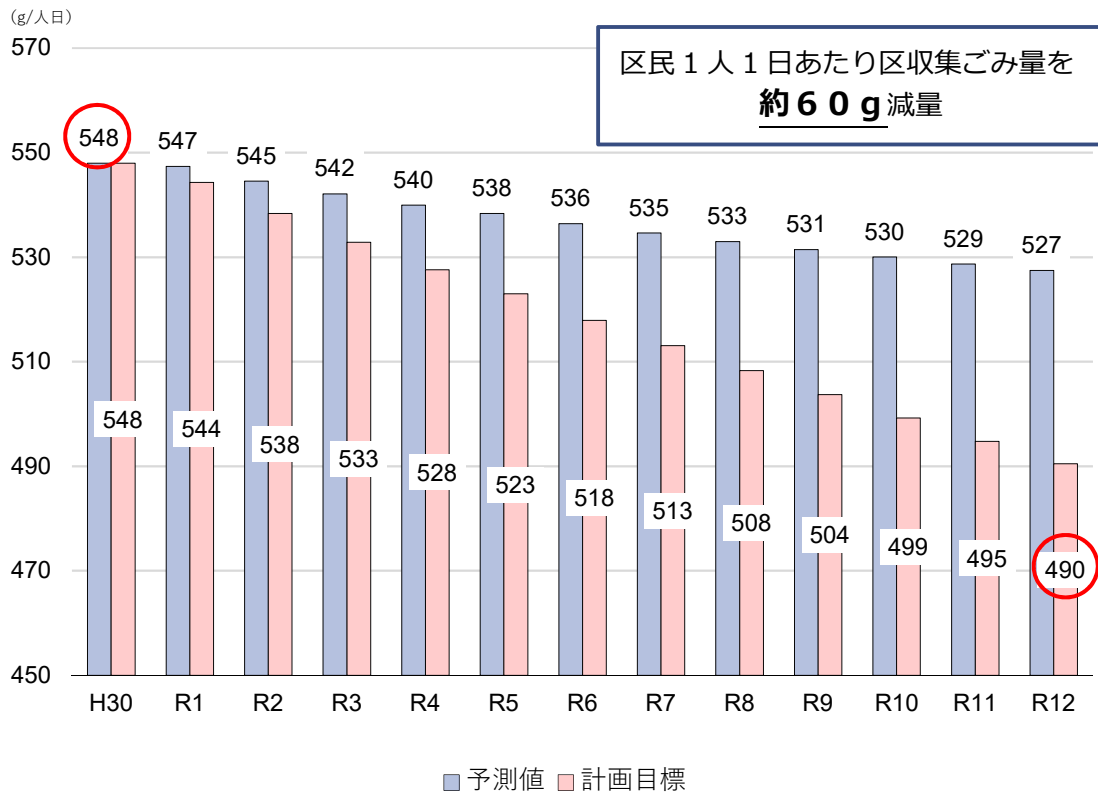


図 23 区収集ごみ量の予測値と目標値との比較（区民 1 人 1 日あたり）



(4) ごみ・資源物排出量の予測

現状の施策のまま推移した場合のごみ・資源物排出量（予測値）と P43 の目標を達成した場合のごみ・資源物排出量（目標値）は下表のとおりです。

表 10 ごみ・資源物排出量の予測

年度	基準年		中間目標年度		最終目標年度		単位	
	H30		R7		R12			
種別	実績値	予測値	目標値	予測値	目標値			
人口	269,815	292,640		293,980		人		
ごみ	燃やすごみ ア	50,303	52,968	50,830	52,454	48,775	t/年	
	燃やさないごみ イ	1,608	1,706	1,637	1,631	1,517		
	粗大ごみ ウ	2,098	2,432	2,334	2,513	2,337		
	区収集ごみ エ ア+イ+ウ	54,009	57,106	54,801	56,598	52,628		
	許可収集・持込ごみ オ	23,488	24,607	24,607	24,980	24,980		
合計 カ エ+オ	77,497	81,713	79,408	81,578	77,608			
資源物	行政回収 キ	7,398	7,900	7,939	7,875	7,944		
	集団回収 ク	5,274	4,813	4,837	4,451	4,489		
	合計 ケ キ+ク	12,672	12,713	12,775	12,326	12,433		
ごみ総量 コ エ+ケ	66,681	69,819	67,576	68,924	65,061			
年間総排出量 サ カ+ケ	90,169	94,426	92,183	93,904	90,041			
【指標 1】	区民 1 人 1 日あたり ごみ総量	677	654	633	642	606	g/人日	
【指標 2】	区民 1 人 1 日あたり 区収集ごみ量	548	535	513	527	490		

- 注) 1. 端数処理により、合計が合わない場合があります。
 2. 排出量 (t/年) は、予測・目標値の排出原単位に各年度の年間日数・人口を乗じた値です。
 3. 年度別の予測・目標データとごみ種別の排出原単位の詳細は P56~P57 を参照ください

■ 新型コロナウイルス感染症による予測値への影響について

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言下では、区収集ごみ量や資源物回収量の増加がみられました。しかし、長期的なごみ・資源物排出量への影響を予測するには経年的なデータ収集・分析が必要なことから、本計画において、ごみ・資源物排出量の予測には新型コロナウイルス感染症の影響を含んでいません。新型コロナウイルス感染症が廃棄物処理に及ぼす影響については、継続的に調査・分析を行ってまいります。

6. 生活排水（し尿等）処理基本計画

（1）現状と課題

区内の下水道率は、すでに 100%に達しており、し尿を含む生活排水は東京都下水道局による下水処理（公共下水道）で処理されています。この公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り戸数は減少しており、やむを得ない事由で水洗化できない家庭のみ収集を行っています。なお、収集は葛飾区（葛飾区清掃事務所）に委託しています。

収集後のし尿の処理方法は、以前は海洋投入していましたが、海洋汚染等の問題に対応するため、平成 11 年度からは、東京二十三区清掃一部事務組合の品川清掃作業所に運搬して、一定の処理を加え固形分を取り除いた後、下水道法に基づく水質基準内に希釈し、下水道に放流しています。

また、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、一般廃棄物処理業者により処理が行われています。

（2）処理基本計画

令和12年度計画目標年度において、し尿を含む生活排水処理については公共下水道にて処理を行い、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、引き続き一般廃棄物処理業者により処理を行っていきます。

ア. 収集・運搬及び処分計画

一般家庭の汲み取りし尿の収集は、原則、区で行うことになっていますが、収集効率等の観点から、今後も収集は葛飾区（葛飾区清掃事務所）に委託していきます。収集後のし尿は、東京二十三区清掃一部事務組合により処理され、下水道放流処分を行います。

イ. 事業者処理責任の継続

事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」及び「仮設トイレのし尿」については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を図っていきます。